

特別養護老人ホーム楓の丘
短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

運 営 規 程

社会福祉法人 湖成会

(施設の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖成会が設置運営する特別養護老人ホーム楓の丘に併設する（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意と能力を有す従業者による適切な処遇が行われるように努める。

2 事業所は、（介護予防）短期入所生活介護計画又は居宅（介護予防）サービス計画に基づき、可能な限り、在宅での生活を維持できるよう、利用前の居宅における生活と利用後生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するように努める。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち（介護予防）短期入所生活介護サービス（以下「（介護予防）短期入所サービス」という。）の提供に努める。

4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅（介護予防）サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努める。

5 事業所は、利用者の人権、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護 楓の丘
- (2) 所在地 静岡県富士宮市羽鮒2505番地の1

(従業者の職種・員数)

第4条 施設に勤務する従業者の職種・員数は次のとおりとする。ただし、員数は併設する介護老人福祉施設を含む。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名（併設の介護老人福祉施設及び通所介護事業所の管理者と兼務） |
| (2) 医師 | 1名（嘱託） |
| (3) 生活相談員 | 2名以上 |
| (4) 介護職員 | 37名以上 |
| (5) 看護職員 | 3名以上 |
| (6) 管理栄養士・栄養士 | 1名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (8) 事務員 | 1名以上 |
| (9) 調理員 | 1名以上 |

2 前項に定める者のほか、必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・援助を行う。
- (5) 看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護・保健衛生管理を行う。
- (6) 管理栄養士または栄養士は、献立作成・栄養量計算及び食事記録・調理員の指導等の食事業務全般・栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 事務員は、施設運営・管理に係る事務処理を行う。
- (9) 調理員は、利用者に提供する食事の調理業務を行う。

(利用定員等)

第6条 事業所の利用定員、ユニットの数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホーム楓の丘に空床がある場合には、その定員の範囲内で(介護予防)短期入所者生活介護を提供するものとする。

ユニット型個室 20名

※南棟2階 10名×2ユニット

(通常の見送の実施地域)

第7条 通常の見送の実施地域は、次のとおりとする。

指定介護予防短期入所生活介護：富士宮市

指定短期入所生活介護：富士宮市・山梨県南部町万沢地区・山梨県南部町十島地区

(内容及び手順の説明及び同意)

第8条 事業所は、(介護予防)短期入所サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項の説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得たうえで契約する。

((介護予防)短期入所サービスの開始及び終了)

第9条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、(介護予防)短期入所サービスを提供するものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努

めるものとする。

((介護予防) 短期入所サービス提供拒否の禁止)

第10条 事業所は、正当な理由なく（介護予防）短期入所サービスの提供を拒んではならない。

((介護予防) 短期入所サービス提供困難時の対応)

第11条 事業所は、利用申込者に対し自ら適切な（介護予防）短期入所サービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、（介護予防）短期入所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定」という。）の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、（介護予防）短期入所サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 事業所は、（介護予防）短期入所サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

((介護予防) 短期入所サービスの提供の記録)

第14条 事業所は、（介護予防）短期入所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用料等)

第15条 （介護予防）短期入所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）短期入所サービスが法定代理受領サービスであるときは、要介護状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた額とする。なお、その他の場合は、法令の定めるところによる。

- 2 前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(1) 居住費 (2) 食費 (3) 通常の送迎の実施地域を超えた送迎費用 (4) 特別な

食事の提供 (5) 私物洗濯代 (6) 日用品費 (7) レクリエーション・クラブ活動費
(8) 理美容代 (9) 日常生活上必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 3 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者または家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者または家族の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)短期入所サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した(介護予防)短期入所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

((介護予防)短期入所サービスの取扱方針)

第17条 事業所は、利用者の要介護状態または要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

- 2 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 事業所は、(介護予防)短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 事業所は、(介護予防)短期入所サービスの提供に当たっては、当該利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。
- 6 事業所は、自らその提供する(介護予防)短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

((介護予防)短期入所生活介護計画の作成)

第18条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、(介護予防)短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、(介護予防)短期入所生活介護計画の素案のとりまとめを行う。
- 3 (介護予防)短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

- 4 事業所の管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者または家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 事業所の管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

（介護）

第19条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の生活リズムや生活習慣・希望などに基づいて、適切に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
- 3 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、おむつを適切に随時取り替える。
- 5 事業所は、前各項に定めるほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 6 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うように適切に支援する。

（食事の提供）

第20条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

- 2 利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。
- 3 施設は、利用者の心身の状況等に応じ、適切な方法で食事の自立について必要な支援を行う。
- 4 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

（相談及び援助）

第21条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（その他のサービスの提供）

第22条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 事業所は、常に利用者の家族と連携を図るよう努めなければならない。

(機能訓練)

第23条 事業所は、利用者の心身の状況等に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持するための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第24条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採るものとする。

- 2 利用者が入院治療等の必要が生じた場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(利用者に関する市町への通知)

第25条 事業所は、(介護予防)短期入所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに(介護予防)短期入所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態または要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 事業所は、現に(介護予防)短期入所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または施設の協力医療機関へ連絡を行うとともに利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じる。

(勤務体制の確保等)

第27条 事業所は、利用者に適切な(介護予防)短期入所サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定める。

- 2 事業所は、事業所の従業員によって(介護予防)短期入所サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、従業員に対し、その資質向上のための研修機会を確保する。
- 4 事業所は、介護に直接携わる従業員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講ずる。
- 5 事業所は、適切な(介護予防)短期入所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずる。

(事業継続計画の策定等)

第28条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の厳守)

第29条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(非常災害対策)

第30条 事業所は非常災害に備え、消防法に準拠して防災計画を別に定め、避難、救出、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

3 事業所は、非常災害時における対応のため、防火管理者を置く。

4 非常災害に際する具体的計画は、消防のみならず、風水害・地震等の災害にも対処できるよう策定する。

5 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(衛生管理等)

第31条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う

(重要事項の掲示)

第32条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第33条 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者及びその家族の個人情報を提供する際

には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第34条 事業所は、提供した(介護予防)短期入所サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 2 事業所は、提供した(介護予防)短期入所サービスに関し、保険者等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、または保険者等の職員からの質問及び照会に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に対して、保険者等が行う調査に協力するとともに、保険者等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 事業者は苦情を申し立てた利用者に対して差別的な取り扱いを行ってはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第35条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する
- 2 利用者に対する(介護予防)短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族及び保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発防止対策を講じる。
 - 4 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の故意または過失によらない場合は、この限りではない。

(記録の整備)

- 第36条 事業所は、従業者、施設及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 事業所は、利用者に対する(介護予防)短期入所サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結日から5年間保存する。
 - (1) 利用者の(介護予防)短期入所生活介護計画
 - (2) 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 市町村等への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(身体拘束等廃止の取り組み)

- 第37条 事業所は利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体

的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(虐待の防止に関する事項)

第38条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見し場合は、速やかにこれを通報するものとする。

(協力病院等)

第39条 入院治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医療機関を定める。

協力病院	<u>フジヤマ病院（富士宮市原683-1）</u> <u>湖山リハビリテーション病院（富士市大淵405-25）</u>
協力歯科医療機関	<u>さくらぎ富士歯科（富士市横割1丁目17番30号）</u>

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第40条 事業所は、居宅介護支援事業者等またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(地域等との連携)

第41条 事業所の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第42条 事業所は利用者が従業者や、他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような活動を行うことを禁じる。

- 2 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用すること。
- 3 利用者の故意または過失により施設に損害を与えた場合、施設は損害賠償を請求すること

ができる。

(その他運営に関する重要事項)

第43条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人湖成会の役員会において定めるものとする。

(附 則)

この規程は平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は平成27年 8月 1日より改訂する。

この規程は令和 5年 4月 1日より改訂する。

この規程は令和 6年 2月 11日より改訂する。